## 志太広域都市計画地区計画の決定(藤枝市決定)

志太広域都市計画駅前一丁目6街区地区計画を次のように決定する。

名 称	駅前一丁目6街区地区計画
位置	藤枝市駅前一丁目の一部
面 積	約0.7ha
地区計画の目標	本地区は、JR東海道本線藤枝駅北口に隣接する街区であり、駅からの中心軸に面して位置しており、商業・業務施設が立地している。 また、都市計画マスタープランなどの各種上位計画において、賑わいと質の高い魅力のある中心市街地の形成を図る地区として位置づけられている。 このため、藤枝駅前にふさわしい安全で活気あるまちづくりを目指して、商業・業務機能の集積、街なか居住の環境確保、合理的かつ適正な土地の高度利用の推進、環境に配慮した都市形成や防災性の向上を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保 全に関する方針	<ul> <li>≪土地利用の方針≫</li> <li>地区を2つに区分し、それぞれ次の方針により土地利用を誘導し、地区周辺と調和した良好な都市環境の形成を図る。</li> <li>1 A地区</li> <li>藤枝駅前にふさわしい賑わいのある合理的な土地利用を誘導するため、敷地の共同化を図り、街なか居住を推進する住宅施設及びそれを推進するためのサービス施設として商業施設等を誘導する。</li> <li>2 B地区</li> <li>既存建物の更新等により藤枝駅前にふさわしい安全で賑わいのある合理的な土地利用を誘導する。</li> <li>《建築物等の整備の方針≫</li> <li>1 A地区</li> <li>商業・業務機能等の維持向上を図り、質の高い街なか居住を推進するとともに良好な都市環境を形成するため、建築物の高層化や公共空地等のオープンスペースを確保できるよう、建築物の規制・誘導を行う。</li> <li>2 B地区</li> <li>商店街として一体感のある街並みを創出するとともに、安全で賑わいのある街区の形成を図るため、建築物の誘導を行う。</li> <li>《その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針≫賑わいのある街区の形成を図るとともに、ゆとりのある空間と緑</li> </ul>

			区分の名称	A地区	B地区
地区整備計画	建築物等に関する事項	の区分	区分の面積	約0.3ha	約0.4ha
		建築限	物の用途の制	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。  1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。  2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの。  3 個室付浴場業(建築基準法別表第 2(い)項第7号に定めるものをいう。)に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの。	
		建築物の容積率の 最高限度		45/10 ただし、建築物の敷地面積が 500 ㎡以上かつ 延べ面積の 1/4 以上を住宅の用に供する建築物 とした場合は 55/10 とする。	_
		建築物の容積率の 最低限度		20/10 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに 類する建築物で公益上必要なものについてはこ の限りでない。	_
		建築物の建蔽率の 最高限度		6/10 ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号に該 当する建築物にあっては 1/10 を加えた数値とす る。	_
		建築物の建築面積 の最低限度		200 ㎡ ただし、公衆便所、巡査派出所その他これら に類する建築物で公益上必要なものについては この限りでない。	_
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から建築基準法第42条第1項各号に規定する道路の境界線までの距離は2m以上とする。	_
			物等の形態又 匠の制限	1 建築物の屋根及び外壁の形態又は意匠の制限画の定めるところによる。 2 屋外広告物を設置する場合は、藤枝市景観計画広告物条例の定めるところによる。 3 店舗や事務所等の駅前広場、都市計画道路藤村島追分線に面する部分の外観のデザインは、低層ける等により遮蔽性を低減し、商店街の賑わいよう、歩行者からの見え方に配慮したものとす 4 店舗や事務所等の駅前広場、都市計画道路藤村島追分線に面する部分の窓ガラスの内側に直接く又は窓に近接した場所に設置する広告物は、近と調和するよう、色調・大きさ・設置場所に留意	国及び静岡県屋外 支駅広幡線及び前 層部に開口部を設 や活気を演出する る。 支駅広幡線及び前 装貼る若しくは描 圏大とならず地区

り算え 1 が 2 を 建築物の緑化率の 内の 最低限度 2 を 1/2 る。 3 え	敷地面積の 6/100 だし、緑化率は次の各号の定めるところによ 定する。 緑化率の対象は建築物の外壁又はこれに代 る柱の面から前面道路の境界線までの区域 の緑化施設とする。 前号の規定にかかわらず、緑化施設の面積の 2 まで屋上又は壁面緑化とすることができ 道路境界線から2m以内の緑化施設について、 の面積に 1.3 を乗じた値を緑化施設の面積とし 算出することができる。	_
------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

<sup>「</sup>地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」